

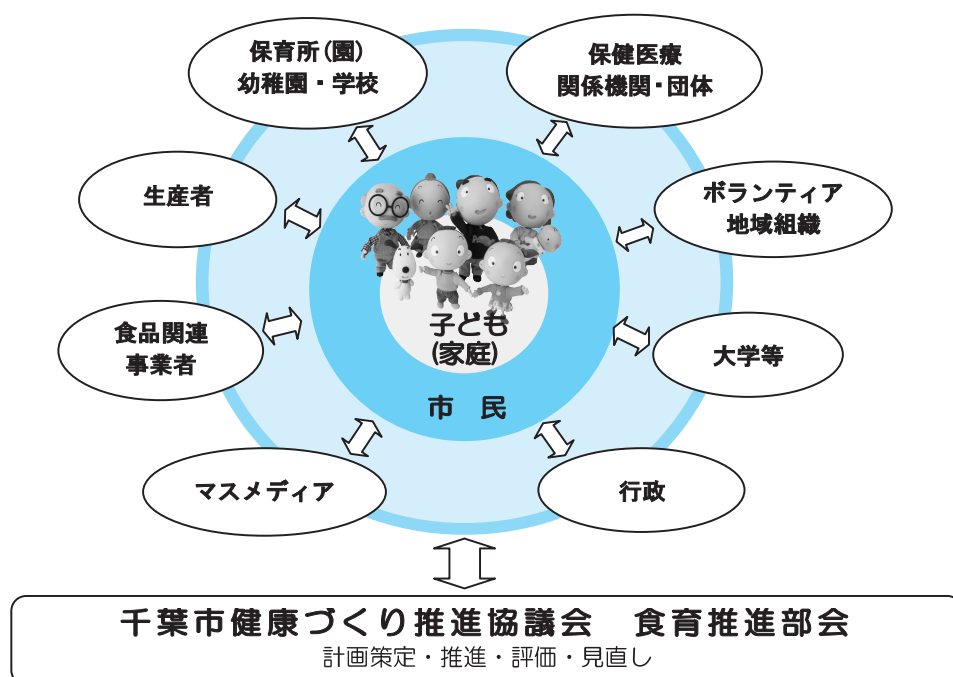
第6章 計画の推進にあたって

1

推進体制について

本計画の推進にあたっては、家庭、保育所（園）、幼稚園、学校、生産者、食品関連事業者など、食に関わる関係機関・団体等が連携・協働して食育の推進に取り組んでいきます。

また、施策を総合的かつ計画的に取り組んでいけるよう「千葉市健康づくり推進協議会 食育推進部会」において、協議を行います。



2

計画の進行管理と評価

本計画の施策を効果的に推進していくため、「千葉市健康づくり推進協議会 食育推進部会」において、本計画の推進状況の確認と評価を定期的に審議し、これを踏まえた施策の見直しと改善を図ります。

本計画は、食育基本法の基本理念と方向性に従い、作成時点での諸情勢を踏まえて作成したものです。しかし、国内外の社会経済情勢とともに、今後、食育をめぐる諸情勢も変化することが考えられるほか、目標の達成状況や施策の推進状況等によっても、計画の見直しが必要となることもあります。

このため、本計画では、計画期間終了前であっても、必要に応じて見直しを検討するなど、柔軟に対応していきます。